

ロシアにおける優先権主張の手続

黒瀬 IP マネジメント

黒瀬雅志 (Masashi Kurose)
黒瀬 IP マネジメント代表 弁理士



一橋大学大学院(法学研究科ビジネスロー専攻)非常勤講師。中国、ASEAN、ロシアなど新興国における知的財産紛争に関し、日本企業への法的アドバイスをを行っている。ロシアに関しては、「ロシア知的財産制度と実務」(編著:産業調査会)、「ロシアにおける知財リスク」(知財研フォーラム)などの著書がある。

概要

ロシアは工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国であり、ロシアへの特許、実用新案、意匠および商標出願に関しては、所定の手続によりパリ条約 4 条に定める優先権の主張が認められる。ロシア特許庁は、日本特許庁が参加する WIPO のデジタルアクセスサービス(DAS)に参加していないので、優先権証明書は紙媒体で提出しなければならない。また優先権主張の基礎となる最初の特許または実用新案出願のロシア語翻訳は、審査官から要求があった場合にのみ提出すればよい。

詳細

パリ条約による優先権主張、PCT 国際出願における優先権の主張は、それぞれ条約、PCT 規則に定めた要件に従うことで認められる。ロシアの特許、実用新案、意匠および商標の出願に関する法律は民法典第 4 部に規定されているが、民法典第 4 部においては、優先権に関する規定としてパリ条約 4 条、PCT 規則 26 条の 2、49 条の 3 に相当する規定が設けられている(民法 1382 条、1383 条、1396 条、1495 条、1496 条)。

(1) 特許、実用新案、意匠、商標出願についてパリ条約優先権主張が認められる要件

- ① 優先期間内の出願
 - (i) 特許、実用新案出願の優先期間

パリ条約の同盟国における最初の出願日から 12 か月以内に、ロシア特許庁 (Rospatent) に出願すること。

(ii) 意匠、商標出願の優先期間

パリ条約の同盟国における最初の出願日から 6 か月以内に、Rospatent に出願すること。

② 優先期間の延長

出願人の支配が及ばない事情により、優先期間内に優先権の主張を伴う出願を行うことができなかつた場合には、出願人の申立てにより、Rospatent は、優先期間満了の日から 2 か月を超えない範囲内で優先期間を延長することができ、この期間内の出願に対して優先権の主張を認める（民法 1382 条 1 項）。

ただし、商標出願については、優先期間の延長は認められない。

③ 特許、実用新案出願における優先権の主張と優先権証明書の提出

(i) 優先権の主張と優先権証明書の提出

条約優先権を行使することを希望する出願人は、最初の出願日から 16 か月以内に Rospatent に優先権の主張（通知）を行うとともに、優先権証明書を提出する（民法 1382 条 3 項）。

期限管理の実務からは、優先権の主張は Rospatent への出願と同時に行うのが望ましい。

(ii) 優先権証明書を期間内に提出できなかった場合の救済

優先権証明書を期間内に提出できなかった場合であっても、出願人が、最初の出願日から 14 か月以内に、最初の出願の謄本を最初の出願を受理した特許庁に請求し、かつ、出願人がその謄本を受領してから 2 か月以内に Rospatent に提出した場合には、出願人による優先権主張の申立は承認される（民法 1382 条 3 項 但し書き）。

④ 意匠、商標出願における優先権の主張と優先権証明書 の提出

(i) 優先権の主張と優先権証明書 の提出

条約優先権を行使することを希望する出願人は、Rospatent へ の出願日から 2 か月以内に優先権の主張（通知）を行うとともに、出願日から 3 か月以内に優先権証明書 を提出する（民法 1382 条 2 項、民法 1495 条 3 項）。

期限管理の実務からは、優先権の主張は Rospatent へ の出願と同時に 行うのが望ましい。

(ii) 優先権証明書 を期間内に提出できなかつた場合 の救済

意匠出願については、優先権証明書 を期間内に提出できなかつた場合 であっても、出願人が、最初の出願日から 8 か月以内に、最初の出願の 謄本を最初の出願を受理した特許庁に請求し、かつ、出願人がその謄本を 受領してから 2 か月以内に Rospatent に提出した場合には、出 願人による優先権主張の申立は承認される（民法 1382 条 2 項後段）。

商標出願の優先権主張については、このような救済規定はない。

⑤ 優先権証明書 の提出方式

Rospatent は、日本特許庁が参加する WIPO のデジタルアクセスサービス（DAS）に参加しておらず、また日本特許庁との間で優先権書類の電 子的交換（二庁間 PDX）を利用することができないので、優先権証明書 は紙媒体で提出しなければならない。

優先権証明書 としては、最初の出願の認証謄本の提出が必要である（民法 1382 条 3 項）。

（2）優先権書類の翻訳文

Rospatent は、特許または実用新案の出願審査において、優先権主張の有効性の確認が、特許性の確認に関連すると判断される場合にのみ、優先権主張の基礎となる最初の特許または実用新案出願のロシア語への翻訳文を請求することが できる（民法 1382 条 3 項後段）。

このロシア語翻訳文の認証は要求されない。

(3) 優先日が同一の場合の取扱い

① 特許、実用新案または意匠出願の優先日が同一の場合

複数の出願人が同一の特許、実用新案または意匠に係る出願を Rospatent に提出し、これらの出願が同一の優先日を有することが審査の過程で明らかになった場合には、当該特許、実用新案または意匠に係る権利は、出願人の合意により決定された 1 つの出願についてのみ付与される（民法 1383 条 1 項）。

1 つの出願について権利が付与された場合、他の出願に表示されたすべての発明者・考案者・創作者は、同一の特許、実用新案または意匠に関して共同発明者・共同考案者・共同創作者と認められる。

出願人間の合意は、Rospatent から通知を受けた日から 12 か月以内になされる必要があり、その期間内に合意がなされなかった場合には、これらの出願は取り下げたものとみなされる（民法 1383 条 1 項後段）。

同一の出願人により、同一の優先権を有する、同一の特許、実用新案または意匠に係る出願がなされた場合には、権利は出願人が選択する 1 つの出願に付与される（民法 1383 条 1 項）。

② 商標出願の優先日が同一の場合

商品・役務の全部または一部が一致する指定商品・役務に係る同一の商標が、複数の出願人により出願された場合、一致する指定商品・役務に係る商標は、出願人の合意により決定された 1 名の出願人においてのみ登録される（民法 1496 条 1 項）。

出願人間の合意は、Rospatent から通知を受けた日から 6 か月以内になされる必要があり、その期間内に合意がなされなかった場合には、これらの出願は取り下げたものとみなされる（民法 1496 条 3 項）。

同一の出願人により、商品・役務の全部または一部が一致する指定商品・役務に係る同一の商標が出願され、かつこれらの出願が同一の優先日を有する場合に

は、これらの商標出願のうち、出願人が選択した 1 つの出願についてのみ登録される（民法 1496 条 2 項）。

（４）特許協力条約（PCT）に基づく国際出願においてパリ条約優先権主張が認められる要件

パリ条約締約国および WTO 加盟国にした先の出願に基づき、優先権を主張して国際出願をすることができる。優先権主張の基礎となる出願と、後の出願である国際出願との関係は、原則としてパリ条約における優先権の関係となり、パリ条約 4 条の規定に従うことにより、国際出願について優先権の主張が認められる。

すなわち国際出願が、基礎となる最初の出願の日から 12 か月以内になされた場合には、当該国際出願について優先権の利益を享受することができる。

国際出願が、基礎となる最初の出願の日から 12 か月以内になされなかった場合でも、以下の場合には、優先権を回復することができる。

① 受理官庁による優先権の回復

優先権を伴う国際出願が、優先期間である 12 か月の満了の日から 2 か月以内になされていた場合には、優先権の回復基準を満たしていることを条件として、出願人の請求により、受理官庁（例えば日本特許庁）は優先権の回復を認める（PCT 規則 26 の 2.3）。

受理官庁において優先権が復活した国際出願は、指定国（ロシア）において優先権の利益を享受することができる（PCT 規則 49 の 3.1）。

国際出願は、優先日から 31 か月以内にロシア語の翻訳文を提出すること（国内移行手続）により、ロシア特許出願として Rospatent に係属し、国際出願の利益を享受する（民法 1396 条 1 項）。

② 指定官庁による優先権の回復

受理官庁による優先権の回復が認められない場合であっても、優先権を伴う国際出願が、優先期間である 12 か月の満了の日から 2 か月以内になされていた場合には、優先権の回復基準を満たしていることを条件として、出願人の請求によ

り、指定官庁（Rospatent）は優先権の回復を認める（PCT 規則 49 の 3.2(a)）。この出願人の請求は、国際出願の国内移行手続期間（優先日から 31 か月）から 1 か月以内に行わなければならない（PCT 規則 49 の 3.2(b)）。

ソース

- ・ロシア民法典第 4 部

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou_no4.pdf

- ・特許協力条約（PCT）に基づく規則

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/texts/pdf/pct_regs.pdf

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)